

衆議院の解散に伴う選挙経費の専決処分について

1 衆議院解散日

令和8年1月23日（金）

2 公示予定日

令和8年1月27日（火）

3 選挙執行予定日

令和8年2月8日（日）

4 専決処分する根拠

地方自治法第179条第1項

（普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき）

5 専決処分の日

令和8年1月23日（金）

6 予算計上額

（単位：千円）

区分	今回	前回（R6.10.27 執行）
(1) 衆議院議員選挙費	1,021,862	986,277
(2) 衆議院議員選挙啓発推進事業費	6,000	6,000
(3) 最高裁判所裁判官国民審査費	8,335	8,480
計	1,036,197	1,000,757

※財源：国委託金（10/10）

7 経費の積算

（1）国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定による算定方法で積算

（2）主な積算根拠

区分	今回	前回（R6.10.27 執行）
衆議院議員選挙費	①小選挙区定数	3人
	②想定立候補者数	各選挙区8人
	③選挙人数	1,093,440人
	④世帯数	658,263世帯
	⑤投票所数	679箇所
	⑥ポスター掲示場	3,762箇所
衆議院議員選挙啓発推進事業費	啓発内容	懸垂幕・看板・広報車等 広告塔・懸垂幕・看板 広報車等
最高裁判所国民審査費	裁判官数	3人 6人